FUJI MICRO SAFETYA N

（本紙は（面）　（通信省認可）　明治二十五年二月廿六日　（第六種郵便物認可）　定價金二錢

時事新報

時事新報は全國中紙面の罫も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千二百七十五號
明治廿五年二月廿六日　金曜日
發行所　東京市麻布区霞ヶ関
（戊子）
月出午後六時十八分　日出午後五時十三分
入午前三時八分　月入午後五時十一分
潮汐　午後四時九分
（西暦一千八百九十二年）

木曾川以西ノ看客諸君ニ謹告ス

昨年罹災ノ爲メ東海鐵道名古屋大垣間不通トナリ新報遞送ノ不便不尠其後名古屋木曾川間開通致候得共肉木曾川大垣間ノ道路非常ニ困難ニシテ大風雨又ハ降雪杯ノ節ハ往々大垣ノ發車時間ニ後レ配達ノ時間一定ナラズ看客ノ御迷惑此上モナキヲニ存シ候尤モ此事メルヒシテ本社又ハ實捌人ノ不注意ニ出ヅタル儘ニハ之レ無ク前陳ノ事情ニヨリテ無止次第ニ候間事情御賢察ノ程希上候汽車全通ノ期モ最早遠カラザル内トノ事ニ候ヘバ愈全通ノ上ハ一定ノ時間ヲ以テ迅速ニ配達可申候間不相變御愛顧ノ程懇願仕候先ハ右御斷マデ如斯ニ御座候敬具

東京市京橋區南鍋町二丁目
時事新報社賣捌掛

時事新報社賣捌掛

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の實況報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月極依有

〇時事新報は直接に遞送スルモノハ右定價ノ外一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一箇月以上	七日以上
一行	二付十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものあり在て是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を賑盛するより各社同一の記事を掲ぐるあり寡から ず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も事かゞされば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

撰擧競爭に就き議員の總辭職は誠に止むを得ざるの如く盡よ去る十五日を以て遂行し終に解散の騒擾も一先づ落着したる姿なるが外觀にて去月以來各地方に於て候補者の競爭したる狀況を觀るに甚だ穏ならずして國家の利益安寧の爲めに憂慮に堪へざるものあり彼の民黨と稱し更黨と呼ばるゝ者共が互に相攻撃して殺口罵詈する其句調の野鄙粗暴なる恰も街頭に車夫人足の喧嘩口論に異ならず醜態の甚だしきものにして局外者より見れば誠に滑々しき次第なれども又進て考へれば平生既に政治の本旨に通じ國家の利害に關せざる者が偶ま撰擧競爭の熱に浮かされて狂奔するとなれば恰も一時の酒興に等しとして能く無邪氣に非ず現に歌來諸國に於ても撰擧競爭の際に於ては往々鄙猥なる言語を生ずるの常にして中には罵詈毒語を聞くに忍びざる人身上の攻撃を爲すの輩さへ少からざれども元來立憲政治にて民權の伸暢を重んじ人民をして勝手に各自の意見を公表せしめ多數の輿に從て極る行人を選擧するが

撰擧競爭に關する死傷者一覽表

自一月廿三日至二月廿三日小計

府縣名	死	重傷	輕傷
大坂	〇	〇	六
群馬	一	〇	〇
千葉	一	〇	〇
栃木	〇	〇	四
奈良	〇	一	二
長崎	〇	二	二
鳥取	〇	〇	四
川崎	二	〇	一
山口	〇	〇	八
知多	〇	一	一
岡山	八	一	八
賀茂	三	二	一
本郡	四	一	九
鳴島	七	一	一
香川	三	二	九
高知	二	二	一
福岡	七	三	六
佐賀	〇	二	二
熊本	〇	一	三
宮崎	〇	一	一
鹿兒島	〇	一	九
計	二二	四五	一〇六

みとなれば假令ひ一時多少の不都合ありとするも言論の自由は成る丈け之を束縛せざるに如かずとて大抵の劇論は之を放任して制限せざるを例とせり左れば我輩に於ても此度の撰擧に就き官民兩黨が各處に演説會を開きて又新聞紙を利用して負けず劣らず嘲笑罵詈したるを聞き又新聞紙を利用して負けず劣らず嘲笑罵詈したる事柄として都て之を問はざる方却て得策なりと信ずる事柄として都て之を問はざるは脳力の一條なり撰擧競れ共愛に不問に附す可らざるは脳力の一條なり撰擧競爭に奔走したる者共が言論文筆の爭を以て足れりとせず彼の粗暴なる壯士の類を使役して反對者の運動を妨げんとしたるは立憲政治の下に許す可らざる所のものなり思ふに日本國中何れの撰擧區に於ても全く壯士の運動を禁じて其干渉を免かれたる處はなかりしならん殊に其最も劇烈なりし撰擧區に於ては反對の兩黨より互に大勢の人數を繰出し純粹の暴力を以て撰擧人を脅迫し各々自家の候補者に投票せしめんとし舌戰筆戰の界を逃して白刃彈丸の戰場と爲り傷ること者あり死する者あり其混雜實に名狀す可からざるに至れりと云ふ撰擧競爭の弊も爰に至て其極に達したりと謂ふ可し抑も立憲政治に撰擧を行ふ所以は最も公平なる手段に依て人民多數の意見に叶ひたる人物を採用するの精神に外ならざれば他より之に干渉して强ひて撰擧者の意に叶はざる人を擧げんとするは撰擧の本趣旨に戻りたる行爲にして即ち立憲政府を奉ずる人民が自から自分の權理を蹂躙したるものと謂はざるを得ず我國の政治家が口に民權自由の論を唱へながら一方に壯士を利用し腕力を以て人の自由權理を侵害して恬然たるが如き言行の齟齬も亦甚だし撰擧競するに尚ほ封建武士の餘習を脱する能はずして人と爭ふと云へば必ず刀の柄に手を掛けるみとゝ心得、未だ言論に依て正々堂々たる爭を爲すの妙味を知らざるが故に斯の如き殺風景なる現象を呈出したるみとなる可し昨年愛蘭にて代議士の補欠撰擧のとき政黨の爭甚だ劇烈にして每度腕力の衝突を惹起し有名なるパーネル氏の如きも或處にて石塊を眼に投付けられ負傷したるみとあり當時英米の新聞紙中此壓迫の實況を報じて愛蘭人が斯くまでに政治の熱に狂し暴擧の事に直に腕力を持出す樣にては今日の自治を許すも嘗て人民の壓迫を增すのみにして到底何等の効もなかる可しと論じたるものありしが今年我日本國の撰擧に盛力したる人々は右の論説を讀んで必ず心に感ずる所あるならん政治家が政治の事に腕力利用の念を放棄して專ら自由言論に依賴せんみとを切望するのみ若しも然らずして今後撰擧を行ふ每に必ず今年の如き不體裁を演ずるみとゝならば諸外國人の見る所にて日本人は尚ほ未だ立憲政治の民たるに適せざる者なりと評せらるゝも辨解に辭なかる可し亦國辱ならずや

官報

〇司法省告示第十二號
長野地方裁判所管内飯田區裁判所出張廢止

〇由黨參考の材料を集む　自由黨にては今度の議員撰擧に關し現政府は如何なる手段を取りしや他日參考の材料に供する爲め全國各府縣の代議士及び候補者に向ひ夫れ〳〵照會狀を發したるよし

〇撰擧競爭の爲に死傷せし者百七十三人　今回の總撰擧に關し高知佐賀福岡等の諸縣に於ては競爭の餘り腕力沙汰となり甚しきに至りては銃砲を發したる者さへありて互に死傷のありたる事は其度每に之を本紙上に記載せしが今又其筋の調査に係る一月二十三日より本月二十三日に至る全國死傷の統計表を得たれば左に掲載して讀者の一覽に供せん

〇石狩國チカプニ殖民地に就いて　石狩國チカプニ殖民地は總面積千六百二十九萬坪周圍凡そ四里もある平野にして頗る移住に適せる地方なれば其筋にては先年來面積の調査并に土地の區畫等に着手し近頃漸く其効を奏するに至りしかば移住者に之を貸下ぐる事となりしが右は是迄移住を禁じありたるが如く云ふ者あれども其實面積區畫等の調査中にて前長官の頃には之を貸下ぐるの運びに至ざりしを當局者が多年調査の結果に依り今日あるに至りたる者なれば移住民の爲めには此上もなき仕合せなるべしと云ふ

〇大坂商船會社の計畫　震災の爲めに破損せし彼の木曾川の鐵橋は既に工事の落成を告げ長良川の鐵橋も亦來る四月上旬に落成を告ぐべきなれば大坂商船會社にては此の落成と共に乗客の便利を圖らんが爲めに官線鐵道と九州鐵道の聯絡を通ずる計畫にて則ち新橋停車場午後九時五十分發の終列車が翌日午後六時十分神戸に着せば同七時三十分同港より汽船を發し翌々日の午前四時には門司に着港し門司發九州鐵道の一番列車に接續せしめ又熊本發の一番列車が門司に着するを待て同日午後四時同港を抜錨し翌々日午前五時神戸に入港し神戸停車場發東行一番列車に接續せしむる外、門司より神戸に直航する汽船も熊本發最終列車が午後十一時三十四分門司港に着せば之に接續して同十二時同港を抜錨する事に決定したるよしなり

〇京都府下の工藝品輸送金額　京都府下に於て昨廿四年中に製造せし食なる工藝品の金額を調計したるものを見るに左の如し尤も輸出は統計未備の爲めこれを省き他の十四品に就き廿四年の總額及び之を一昨廿三年の

品名	金額
西陣織物	七
丹後縮緬	一
綾織	一
縮緬	一
西陣織	一
西陣織	一
西陣織